

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	全国建設工事業国民健康保険組合国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

全国建設工事業国民健康保険組合(以下「当組合」という。)は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

全国建設工事業国民健康保険組合

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>全国建設工事業国民健康保険組合は、国民健康保険法等の規定に基づき行う事務の実施にあたり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」(以下「番号法」という。)、 「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」等の法令、国が定める指針等を遵守して、被保険者の個人番号の適正な取り扱いを行う。</p> <p>全国建設工事業国民健康保険組合は、国民健康保険法等の規定に基づき行う事務のうち、番号法別表第一及び別表第二に定める国民健康保険組合が行う事務であって、主務省令で定める事務について、被保険者の個人番号など特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>具体的には以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の資格に関する処理 ・ 保険給付の支給に関する処理
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険組合事務基幹システム ・ 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の三十の項 ・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成24年9月10日内閣府 総務省令第5号) 第24条 ・ 住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(照会)別表第二 四十二及び四十三の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第二十五条(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (委託の根拠)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p>当組合は、国民健康保険法の規定に基づき、公益社団法人国民健康保険中央会(国保中央会)に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は国保中央会である。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課・資格管理課・保険給付課
②所属長の役職名	総務課長・資格管理課長・保険給付課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	全国建設工事業国民健康保険組合
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	全国建設工事業国民健康保険組合

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

